

『1 テーマ 10 分！サクッとわかる ケアマネ試験スタートブック 2024』

2024 年介護保険制度改正・介護報酬改定による本書の変更点について

介護保険制度・介護報酬の改正に伴い、本書の記述に訂正が必要なものを取り上げています。

【第 1 章 介護保険制度の知識】

頁	改正箇所	改正内容
87	「くわしく見 みよう！」3 段落 目に追加	指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合は、事業所ごとに 1 人以上の員数の介護支援専門員を置かなければなりません。また、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が事業所に置く管理者は、原則として主任介護支援専門員でなければならないと定められました。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができます。

【第 4 章 サービスの知識】

頁	改正箇所	改正内容
188 ～ 189	福祉用具貸与の 表、「くわしく見 てみよう！」に追 加	固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、利用者が貸与か購入を選べるようになります。選択制の対象となる福祉用具について、福祉用具専門相談員は、貸与または特定福祉用具販売のいずれかを選択できることを利用者に十分説明したうえで、利用者の選択にあたって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見や利用者の身体状況等をふまえて提案を行うこととされています。